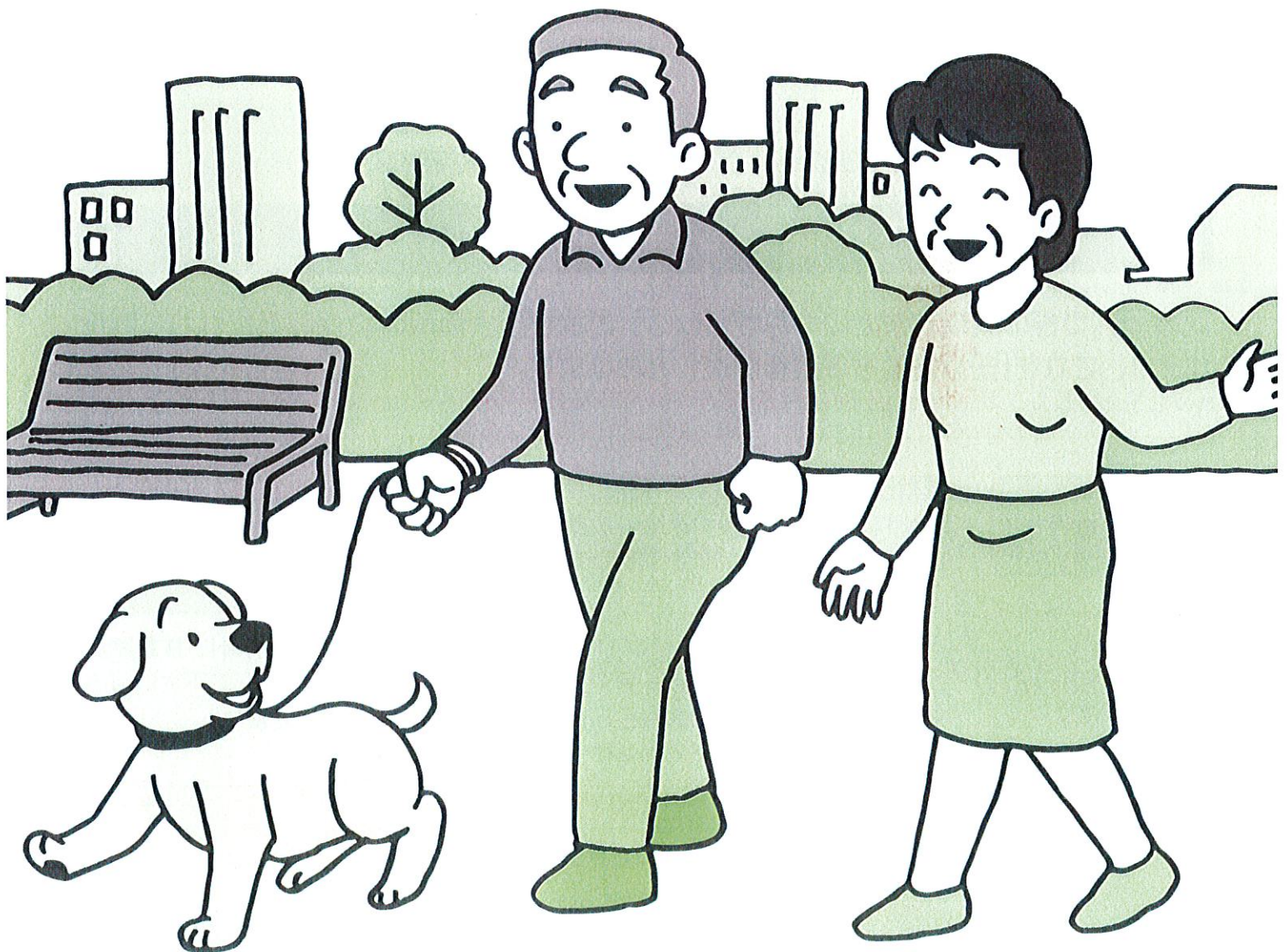


任意継続被保険者の皆さまへ

健康保険ガイド

退職後の健康保険制度の概要と、
ご利用いただける保険事業について解説しています。
健康維持・管理にぜひご活用ください。



退職後の 健康保険について

会社をやめた後の健康保険についてはいくつかの選択肢があります。

1

他社へ再就職した場合、
就職先の健保組合など
へ加入する。

2

再就職しないでどの被
用者保険にも加入しな
い場合、国民健康保険
に加入するかまたは家族
の方の健康保険の被扶
養者になる。

3

引き続き荏原健保に加入する
（「任意継続被保険者」になる）。

任意継続被保険者制度とは

退職後、つぎの就職等までのつなぎとして引き続き荏原健保の被保険者になれる制度があり、これを「任意継続被保険者制度」と呼びます。

加入条件

退職日以前に、継続して2ヵ月以上荏原健保の被保険者であったことが条件となります。国民健康保険や家族の扶養に加入することが明らかな場合は、任意継続保険を申請しないようにお願いします。

資格取得手続きと 申請期限

退職日の翌日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申請書」、扶養家族がいる場合は「任意継続被扶養者届」も合わせて荏原健保に提出して下さい。（事前申請も可能）※申請書類は荏原健保HPからダウンロードできます。
※扶養家族がいる場合は、「任意継続被扶養者届」（P.2参照）が必要です。

加入期間

資格取得日から2年間加入できます。

保険料

- 保険料の算出は、標準報酬月額×保険料率となります。
- 標準報酬月額は退職時の月額と荏原健保組合全被保険者の標準報酬月額の平均額のいずれか低い方が適用されます。健保組合HPより任意継続保険料月額表を参照してください。
- 保険料は、会社負担がなくなり、全額個人負担になります。
- 加入時に保険料の納入方法(毎月払い、半期毎前納、年度末まで前納)を選択します。前納は加入月の翌月分より割引(年4%複利計算)が適用。
- 初回保険料の納付方法については、健康保険証発送時に通知を同封します。納付期限までに納付がない場合は加入取消になりますのでご注意ください。
- 保険料は保険料率の改定時を除き、2年間変わりません。
- 保険料の納付証明書を1月中旬に任継加入者の方へ郵送します。

資格を喪失するとき

- 下記の場合に限り、任意継続の資格を喪失します。
 - ① 資格取得日から起算して2年を経過したとき
※ 荏原健保への連絡は不要です。「資格喪失証明書」を送付します。
 - ② 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
※ 至急荏原健保までご連絡下さい。
 - ③ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
※ 荏原健保への連絡は不要です。「資格喪失証明書」を送付します。
 - ④ 死亡したとき(ご遺族の方は健保までご連絡ください)
※ 「埋葬料(費)請求書」を提出して頂きます。
 - ⑤ 再就職して健康保険又は船員保険に加入(健保までご連絡ください)
※ 「任意継続被保険者資格喪失申出書」を提出して頂きます。
 - ⑥ 任意継続被保険者でなくなることを希望したとき(健保までご連絡ください)
※ 「任意継続被保険者資格喪失申出書」を提出して頂きます。

問合わせ先
メールアドレス

任意継続担当 kenpo-ninkei@ebara.com

※扶養者や住所に変更がある場合は手続きが必要です。速やかにご連絡ください。

各申請書等は荏原健保ホームページよりダウンロードできます

保険給付

被保険者とその被扶養者が病気にかかったり、けがをしたり、出産・死亡した場合に、保険給付を受けられます。下記のほかにも受けられる給付があります。
※詳しくは荏原健保ホームページをご覧ください。

■ 医療費が高額になったとき

医療機関の窓口で支払う1ヶ月の医療費自己負担額が一定額以上になったときに、払い戻しが受けられます。算定は(1)各診療月ごと(2)1人ごと(3)各病院ごと(外来・入院別、医科・歯科別、旧総合病院では各科別など)に行われます。

+ 高額療養費

医療費(保険診療)の自己負担額が高額になった時の負担を軽減する為に設けられた給付で、負担額が一定の額を超えた時に、その超えた部分を「高額療養費」として払い戻します。
※入院時の食事療養費や保険診療とならない差額ベッド代などは含まれません。

算定式	標準報酬月額	自己負担限度額	多数該当(※1)の場合
	28万円～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	26万円以下	57,600円	44,400円
	市町村民税非課税者(※2)	35,400円	24,600円

(※1)高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担額が軽減されます。

(※2)非課税者の方は健保にご連絡ください。

限度額適用認定証の交付について

事前に健保組合から限度額適用認定証の交付を受ける事により、医療機関窓口で自己負担限度額だけの支払で済むようになります。交付希望される方は健保組合までご連絡ください。

+ 付加給付

それぞれの健保組合が独自に行う給付です。

算定式
$\text{病院の窓口で支払った医療費} \\ (\text{高額療養費および入院時食事療養に} \\ \text{かかる標準負担額は除く}) - \left\{ \begin{array}{l} 30,000\text{円} + (\text{総医療費} - 267,000\text{円}) \times \\ 1\% \text{円を差し引いた額} \\ (2,000\text{円未満不支給} \cdot 100\text{円未満切り捨て)} \end{array} \right\}$

※支払いは、病院から健保組合に送られてくる「診療報酬明細書」をもとに計算し、自動的に行いますので、手続きは不要です。支払時期はおおよそ診療月の3ヵ月後になりますので、ご了承ください。

現金給付について

+ 療養費

保険証不携帯での医療機関の受診や補装具などを作製した場合に、一旦本人(家族)が全額窓口で支払、後日健保組合へ申請することによって保険者負担分の払い戻しを受けることができます。

+ 埋葬料(費)

本人が死亡した時にはその遺族に埋葬料(費)が、被扶養者が死亡した時には本人に家族埋葬料が支給されます。

問い合わせ先
メールアドレス

給付関係担当 kenpo-kyufu@ebara.com

任意継続被保険者・被扶養者

健康診断

被保険者、被扶養者のみなさんの総合的な健康管理のために、下記の健診を行っております。特に生活習慣病やがんなどの早期発見にお役立てください。

被保険者及び被扶養者健康診断実施一覧表

資格を喪失した場合は受診できません。

健診コース	①巡回レディース健診	②生活習慣病健診	③人間ドック	④特定健診
受診資格	30歳以上の被保険者・被扶養者	30歳以上の被保険者・被扶養者	35歳・40歳以上の被保険者・被扶養者	40歳～74歳の被保険者・被扶養者
自己負担金	無 料		20,000 円程度 (施設によって異なります。)	無 料
負担金は健診機関窓口で支払				
申込受付期間	随時			
実施時期	4月～2月末			
<p>各健診コースとも、ウィーメックス㈱に申込受付業務を委託しています。</p> <p>健診のご案内がウィーメックス㈱より皆様のお手元へ送付されますので、申込方法等をご確認下さい。</p> <p>お問合せ先：ウィーメックス㈱</p> <p>電話0120-507-066 受付時間/月～土9:00～17:30（日祝日年末年始除く）</p>				

+ **婦人科検診** 30歳以上の被保険者・被扶養者の方を対象に、乳がん、子宮がんを調べます。

+ **前立腺がん検査** 50歳以上の被保険者・被扶養者の方を対象に、前立腺がんを調べます。

【受診方法】

直接、地方自治体または医療機関に問い合わせ、受診してください。

※地方自治体で行っている健診は、各自治体によってかなり違いがあります。各自治体で配布している機関紙や、保健所などにお問い合わせください。

【請求方法】

- 1) まず全額自己負担し、明細書付領収書をもってください。(レシート不可)
- 2) 結果を指定の結果報告書に記入してください。
- 3) 指定の結果報告書に領収書を添付して健保組合へ提出してください。

※結果表をもらった場合は、結果表のコピーも添付してください。
注:上記①～③の健診で受診された方は既に補助されておりますので申請できません。

+ **インフルエンザ予防接種** 被保険者・被扶養者の方を対象に、インフルエンザ予防接種の補助を行っております。

【請求方法】

指定の申請用紙に、接種を受けた旨のわかる領収書を添えて健保組合へ提出してください。※2回接種の場合は1回分のみの補助となります。

荏原健康保険組合ホームページをご活用ください。

 <http://www.ebarakenpo.jp>

ユーザー名

ebarakenpo

パスワード

ebara

各申込書等はホームページよりダウンロードできます。

が利用できる保健事業

特定保健指導のご案内

健康診断(特定健診)の結果により、対象となった方に特定保健指導を実施します。意欲的にご自身の健康管理に取り組めるよう保健師などの専門スタッフによる食事や運動など生活習慣の改善を中心に行います。健診後、対象者へご案内をしますので、自らの健康を守るためにも積極的に受けるようにしましょう!

体づくり

+ マイヘルスアップ キャンペーン

自分に合ったコースを選択し40日間チャレンジ!2コース達成した場合はQUOカードをプレゼントします。詳細は11月下旬頃ホームページにご案内します。

+ フィットネス クラブ(コナミ)

《従来どおり利用できます》
コナミスポーツと法人契約しています。エアロビクスやプール、マシンジムなど、楽しみながら健康づくりをしましょう。

健康相談

不安や悩み、ストレスなど、なんでも気軽にご相談ください。

メンタルヘルスカウンセリング

悩み事は、一人で抱え込まないことが大切です。プライバシーは守られますので、安心してご相談ください。

◆電話カウンセリング・面接カウンセリング予約  **0120-911065** (無料)
(携帯電話からもご利用いただけます。)

電話カウンセリング

相談日時:月～土曜日
(日曜・祝日・年末年始休み) 10:00～22:00

面接カウンセリング

予約受付:月～土曜日(日曜・祝日・年末年始休み) 10:00～20:00
※面接カウンセリングは年度中1人5回まで無料。6回目からは有料となります。

年中無休・24時間サービス

ファミリー健康相談

 **0120-911065** (無料)

経験豊かな医療スタッフが、皆さまのご相談にわかりやすくお答えします。

◆WEB上でも相談を受付ます <https://familycare.sociohealth.co.jp/>

上記URLまでアクセスし、専用のフリーコール番号の下6桁[911065]を入力し、ログインしてください。

アクセス方法

荏原健康保険組合ホームページ (<http://www.ebarakenpo.jp/>)の「電話健康相談・メンタルヘルスカウンセリング」よりログインしてください。

問合わせ先
メールアドレス

保健事業担当 kenpo_hokenjigyo@ebara.com